

3. 新生活のための自治体等での各種手続き関連

No.	評価指標のディメンション	評価指標の項目	機能を代表する典型的な業務内容の具体例 (要エグゼクティブレビュー)	機能	機能となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
5	就労支援・経済支援			<p>婦人相談所が果たすことになっている機能</p> <p>母子寡婦福祉資金の貸付けのほか、母子及び寡婦福祉法上の措置・支援について、必要に応じて情報提供等の利用支援を行う …婦人相談所が実施する場合は、どの段階で？誰が？どのような人々の連携して？</p>	<p>・DV被害者は遺棄された時点から1年以上遺棄の状態が継続すると見込まれる場合、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号の「配偶者から遺棄されている女子」にあたるものとする。</p> <p>・母子寡婦福祉資金の貸付けのほか、母子及び寡婦福祉法上の措置・支援についても対象となる。</p>	「配偶者からの暴力被害者に対する母子寡婦資金の貸付けについて」平成19年3月23日雇児福祉第0323002号家庭福祉課長通知。	平成19年3月23日
6	就労支援・経済支援			<p>・DV被害者が、厚労省職業安定局・職業能力開発局で所管している就労支援施策を利用できるよう、被害者の市町村での利用手続きを円滑に進めるため、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行依頼を受けた際に、対応する。</p> <p>・DV被害者の保護のため婦人相談所等を中心とした関係機関の連絡協議会を開催する場合は、労働局および公共職業安定所に対し、参加の働きかけや情報提供を行う。</p> <p>・安定所との情報交換や連携を積極的にいながら、被害者の就労支援を行う。</p>	<p>厚生労働省職業安定局首席職業指導官、職業能力開発局開発課長連名通知(平成21年10月5日付、職普発1005第1号、能能発1005第1号)の内容と対応すべく、婦人相談所等関係機関、婦人相談員及び管内の市町村(特別区含む)は以下を実施する。</p> <p>・DV被害者の保護のため婦人相談所等を中心とした関係機関の連絡協議会を開催する場合は、労働局および公共職業安定所に対し、参加の働きかけや情報提供につとめ、連携を図るよう配慮する。</p> <p>・婦人相談所及び婦人相談員においては、安定所との情報交換を密にし、連携して被害者の就労支援を行う。</p> <p>・また、被害者の取り扱いに関する証明書の発行について(H20.5.9 雇児福発大0509001号家庭福祉課長通知)に基づき適切に対応する。</p>	「配偶者からの暴力の被害者に対する就労支援の強化について」平成21年10月5日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課、内閣府男女共同参画局推進課、事務連絡。	平成21年10月5日
7	年金手続き・住所秘密保持			<p>配偶者等からの暴力を受けた被害者が、年金記録等から被害者と同伴家族の住所等を配偶者等に知られないようにするための手続きや、そのために必要な証明書の発行・入手方法について、被害者に説明できる。</p> <p>また、社会保険事務所、関係機関・市町村の間で、理解・対応の共有化ができている。</p>	<p>社会保険事務所に、配偶者からの暴力を受けた年金の被保険者ないし受給権者(同伴家族含む)から、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(以下、「証明書」という。)を提出して配偶者に国民年金原簿等に記録されている住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申し出があった場合には、DV防止法第23条に基づき秘密の保持に配慮した取扱いをする。</p> <p>その際の証明書の発行は、婦人相談所が行うが、地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、証明書を発行することができる(証明書における「保護」には、来所相談(電話相談を除く。))のみの場合も含める。また、裁判所において発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する書類をもって、証明書に代えることができる。</p> <p>配偶者からの暴力を受けた被害者から上記に関する相談を受けた際には、遺漏なきよう対応すること。関係機関及び管内の市町村(特別区を含む。)に周知すること。</p>	「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」平成19年2月21日庁保発第0221001号社会保険庁運営部企画課長・社会保険庁運営部年金保険課長連名通知。	平成19年2月21日、26日
8	年金手続き・住所秘密保持			<p>※離婚時の年金分割の請求手続き過程、住民票、健康保険等の手続きにおいて、被害者の現住所の秘密保持が徹底されるよう以下を実施しているか。</p> <p>・被害者に対して、「住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい」旨の申し出等、窓口手続き上の留意点を丁寧に情報提供する。</p> <p>・市町村窓口等に対し、日ごろからの周知、個別事案に応じて個別に担当者に働きかけるなど、秘密保持の徹底のための対応を行う。</p>	<p>配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の被害者の離婚時の年金分割の請求手続き過程において、</p> <p>・市町村・年金事務所に対し、住所の秘密の保持に関する手続きが徹底されるよう、日常の啓発および個別事案に応じた周知を行う。</p> <p>・被害者に対し、現住所秘密を徹底するために、「住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい」旨を年金事務所に申し出る必要があることについて情報提供を行う。</p> <p>そのことについて、配偶者暴力相談支援センターは、市町村への周知を徹底し、被害者に対しても現住所秘密のために事務所に申し出ることについて情報提供を行う。</p>	「『年金分割のための情報通知書』に関する情報提供について」内閣府男女共同参画局推進課、平成22年11月15日、事務連絡。	平成22年11月15日

3. 新生活のための自治体等での各種手続き関連

No.	評価指標のディメンション	評価指標の項目	機能を代表する典型的な業務内容の具体例 (要エグゼクティブレビュー)	婦人相談所が果たすことになっている機能	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
9	医療保険(被扶養者認定、保険診療、医療費通知等)			被害者から医療保険に関する相談があった場合、事案に応じて以下等の情報提供等を行っている(職員は、以下の情報についての知識があり、必要に応じて提供できている)。とくに、被害者に関わる被扶養者認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い、及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、確認や情報提供ができています。 ウ 被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者または組合員の世帯に属するものから外れること キ 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること ク 医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること	・基本方針(平成20年1月11日告示)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」第2 7(6)エに示された婦人相談所による「証明書」の発行については、婦人相談所等が発行する。婦人相談員又は配偶者暴力相談支援センターから証明書の発行を依頼された場合についても遺漏なく発行する。 ・基本方針 第2 7(6)エに示された婦人相談所による「証明書」の発行以外に、被害者から医療保険に関する相談があった場合、事案に応じて以下等の情報提供等を行う。とくに、被害者に関わる被扶養者認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い、及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、確認する。 ウ 被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者または組合員の世帯に属するものから外れること キ 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること ク 医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること	「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」平成20年5月9日府共第199号、雇児発第0509001号 課長通知。	平成20年5月9日
10	住民基本台帳・住民票・戸籍附票等の写しの交付制限に関する支援措置		※相談者に対し、支援措置に関して、相談来所時どのように説明しているか、どうすると十分丁寧な説明となるか。 ※遠隔地へ避難する際に、支援措置の内容や支援措置期間等についての説明を丁寧・十分にしているか、どうすると、十分丁寧な説明になるのか。 ※情報管理の徹底を行うため、支援措置に関する事務を管轄する市区町村等に対し、またはそれらと、どのような事柄・工夫を実施しているのか？	加害者による被害者に関する住民基本台帳の一部の写しの閲覧等を制限するための支援措置について、以下を実施している。 ・支援センターは、被害者の支援に関わる関係機関等に対し、被害者等に関わる情報管理の徹底を呼びかける。 ・支援センターは、被害者が相談に来所された際や、遠隔地へ避難する際、支援措置に関する情報提供、支援措置内容及び支援措置期間についての説明を、丁寧かつ十分に行う。 ・支援センターは、支援措置に関する事務を管轄する市区町村等関係機関等と連携し、情報管理の徹底が図られるよう、周知徹底する。	「支援措置(加害者による被害者に関する住民基本台帳の一部の写しの閲覧等を制限するための支援措置)」について。 基本方針(平成20年1月11日告示)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」第2 7(2)被害者等に係る情報の保護」において、支援センターが実施する必要があると記載されている事項を徹底すること。 ・支援センターは、事案に応じ、被害者に対して、支援措置に関する情報提供等を行う。 ・支援センターは、被害者の支援に関わる関係機関等に対し、被害者等に関わる情報管理の徹底を呼びかける。 ・支援センターは、被害者が相談に来所された際や、遠隔地へ避難する際、支援措置内容及び支援措置期間について十分な説明をおこなうとともに、支援措置に関する事務を管轄する市区町村等関係機関等と連携し、情報管理の徹底が図られるよう、周知徹底する。	「住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置に関する留意事項について」平成21年1月16日、府共第13号、内閣府男女共同参画局推進課長通知。	平成21年1月16日
11	住民基本台帳・住民票・戸籍附票等の写しの交付制限に関する支援措置		※支援センターは、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付の制限に関する支援措置の内容について、手続きの方法・留意点についてまとめたわかりやすいパンフレット等を準備しているか？ 日本語のみならず、地域特性をふまえた複数の外国語で説明できる具体的な手段・体制を有しているか？	・支援センターは、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付の制限に関する支援措置について、日本人のみならず外国人住民も対象となることを踏まえ、外国人住民にもその内容や必要な手続きについて、丁寧適切な情報提供・説明を行う。(そのような体制を確保する)	住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付の制限に関する支援措置について、その適用対象を、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害を受けた外国人住民に対しても広げる。(仮住民票の作成対象者含む) 配偶者暴力相談支援センターや関係機関、管内の市町村は、外国人住民から相談を受けた場合には、支援措置の内容や必要な手続きについて、説明する。	「住民基本台帳事務処理要領の一部改正及び借り住民票に関する事務について」平成24年3月16日、府共第105号、内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長通知。	平成24年3月16日

3. 新生活のための自治体等での各種手続き関連

No.	評価指標のディメンション	評価指標の項目	機能を代表する典型的な業務内容の具体例 (要エキスパートレビュー)	婦人相談所が果たすことになっている機能	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
12				<p>配偶者等からの暴力を受けた被害者が、健康保険の被扶養者から外れるための手続きや、そのために必要な証明書の発行・入手方法について、被害者に説明できる。</p> <p>また、市町村窓口や社会保険事務所、その他共済の健康保険の取り扱い事務窓口で、配偶者である健康保険の被保険者から暴力を受けた被扶養者の認定に関する対応(外れる手続き等)について、共有化ができています。</p>	<p>市町村窓口や社会保険事務所、その他共済の健康保険の取り扱い事務窓口にて、配偶者である健康保険の被保険者から暴力を受けた被扶養者が、被扶養者から外れたい旨の申告がなされた場合、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(以下、「証明書」という。)を提出して申告することにより、被扶養者から外れる手続きが可能となっている。</p> <p>その際、婦人相談所は、「配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書」を発行する。また、裁判所において発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する書類をもって、証明書に代えることができる。</p> <p>配偶者からの暴力を受けた被害者から上記に関する相談を受けた際には、遺漏なきよう対応すること。関係機関及び管内の市町村(特別区を含む。)に周知すること。</p>	<p>「配偶者からの暴力の被害者に係る証明書の発行について」 平成18年3月2日雇児福発第0302001号家庭福祉課長通知。 平成18年3月2日府共第108号内閣府男女共同参画推進課長通知。</p>	平成18年3月2日 --- 廃止

4. その他

No.	評価指標のディメンション	評価指標の項目	機能を代表する典型的な業務内容の具体例(要エキスパートレビュー)	婦人相談所が果さすことになっている機能	根拠となる業務規程	根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示	時期
1	母子の関係性支援			婦人相談所の一時保護の解除後、母子生活支援施設に入所した母子について、福祉事務所、児童相談所、母子生活支援施設との連携のもとで、母親と子供の関係性に着目した支援を推進する。	イ 社会的養護体制の充実 (ウ) 家庭支援機能等の強化・・・また、母子生活支援施設については、その特性を活かし、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等と連携し、母親と子どもの関係性に着目した支援を推進することが求められる。	次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第七条第一項及び第三項(行動計画策定)。行動計画策定指針(改定 平成二十一年三月二十三日)	平成21年3月23日
2	母子の生活支援			母子の保護及び生活支援のために、母子生活支援施設、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所、必要に応じて、児童家庭支援センターと密接に連携する体制を整えている。 ※一密接に連携するとは、具体的にどのような状態になっていること?	第四章 母子生活支援施設(関係機関との連携) 第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十五条(児童福祉施設最低基準)。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平二三厚労令一〇七・改称)(平一〇厚令一五・追加、平一八厚令七八一部改正、平二三厚労令七一・旧第三十条の二線下一部改正)	平成23年
3	母子の生活支援			婦人相談所は、管内で実施されている母子家庭等に対する就業・自立支援事業等の内容を関係機関として把握し、必要に応じて事業の情報提供や利用に向けた紹介等を行うことができる。	「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」に基づき、都道府県等(指定都市、中核市含む)や一般市等は、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供などを実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施する。 そのなかで「母子家庭など地域生活支援事業」では、母子生活支援施設などの相談・指導機能を活用した継続的な生活支援・相談指導を行い、離婚前の面接交渉等も相談対象に含めた養育費相談や、離婚・親権等の問題や消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するための専門家が助言する特別相談なども、実施する。 都道府県等(指定都市、中核市含む)や一般市等は事業実施にあたり、母子家庭の母等に対し、事業の周知徹底を図るとともに、福祉・就業関係機関との連携に努める。	「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成20年7月22日 雇児発第0722003号(平成21年4月24日、平成22年3月25日一部改正 雇児発0325第4号)	平成22年3月25日
4	婦人保護施設			婦人保護施設が行っている処遇・ケアについて、必要に応じて指導・助言を行い、必要な改善をはかることができる。	(苦情への対応) 第六条 2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法第三十四条に規定する婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第一に定める婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平二三厚労令一五〇・改称)	平成23年
5	婦人保護施設			婦人保護施設利用者の退所に向けたプログラムの運営にあたり、利用者ごとに、内容や方法(安全性の確保や緊急対応等含む)について、利用者本人および婦人保護施設と、十分に協議・共有がなされている。	婦人保護施設利用者の退所に向けたプログラムの一環として、退所前の一定期間、施設付近の住宅において地域生活を体験する等の支援をする場合、事業の目的、実施機関、生活上の安全面についての留意点や緊急時の連絡方法等をふくめて、事前に利用者との十分な話し合いとあわせ、利用者ごとに婦人相談所とあらかじめ協議すること。	「婦人保護施設利用者の地域生活移行支援について」平成19年3月29日 雇児福発第0329002号家庭福祉課長通知。	平成19年3月29日
6	女性ホームレス			女性のホームレスに対する、性差に配慮したきめ細かな自立支援にむけて、必要に応じて地方公共団体(市町村等)や婦人保護施設等と十分連携することができる。	イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について ホームレスは大別すると、就労する意欲はあるが「仕事が無く失業状態にある者、医療や福祉等の援助が必要な者、一般社会生活から逃避している者」という三つのタイプがあるが、これらに社会生活への不適応、借金等による生活破たん、アルコール依存症等個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。これらの者に対する対策を講ずるに当たっては、ホームレスの実態を十分に把握し、ホームレスのタイプに応じた適切な施策を実施する必要がある。 (ア)～(ウ)(省略) (エ) 女性のホームレスに対しては、性差に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第五号)第八条第一項の規定に基づく、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(平成二十年七月三十一日)(厚生労働省/国土交通省/告示第一号)	平成20年7月31日

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」

分担研究報告書

第2章 婦人相談所の一時保護を利用したケースの概況と対応状況[全国調査結果]

研究分担者 阪東 美智子（国立保健医療科学院 生活環境研究部）

研究代表者 森川 美絵（国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部）

研究分担者 山本 恒雄（日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部）

研究要旨

婦人相談所が対応する一時保護ケースの状態像や生活課題に関する全国データを作成し、その特徴を明らかにすることを目的に、婦人相談所長全国連絡会議および厚生労働省の協力を得て、全国の婦人相談所を対象に、一時保護ケースの概要に関する自記式質問紙調査を依頼し、そこから作成したデータセットを用いて分析を行った。

本稿ではとくに、①ケースの属性と保護前の生活課題との関連、②ケースの属性と保護中および退所時の対応、③ケースの属性・保護前の生活課題と退所先との対応関係、について整理を行った。ケースの属性は、国籍、年齢、妊娠の有無、同伴児の有無、世帯構成、学歴、職業の有無という7つを取り上げた。

保護前の生活課題については、保護前の生活歴における社会福祉施設の入所や生活保護の利用歴、保護前の暴力虐待被害経験、保護前の生活課題として婦人相談所が把握している項目数とその内容、婦人相談所が把握している保護以前の生活における支援者の数とその内容について、属性ごとの特徴を示すことができた。たとえば未成年の場合は児童福祉関係の社会福祉施設の入所・利用歴があることや、低学歴・無職の場合は生活保護の利用歴が高いことなどの特徴があった。

保護中の対応では、心理的対応（心理・知能検査と心理ケアなど）と法的対応（離婚手続きや保護申立てなど）の状況について、属性の違いにより対応が異なる傾向があった。また、生活課題としてDVやDV以外の暴力が疑われるケースで心理的対応の実施率が高く、ケースの状況に応じた適切な対応が行われていることが確認できた。

退所先と退所時の対応（社会資源の調整）については、属性の違いにより退所先に顕著な違いがあり、たとえば子どもがいる場合は母子生活支援施設への退所が多く、同伴児なしや単身、低学歴（中卒以下）の場合は婦人保護施設が退所先として利用されている傾向があった。社会資源の調整についてはケースを取り巻く支援者数の変化や婦人相談所が直接引き継ぐ機関・者の数に着目したが、ケースの属性にかかわらず一様に支援者の数は保護以前よりも退所時点の方が増加しており、退所後の対応について婦人相談所から直接引き継いだ機関・者の存在が支援者の拡大につながっていることが明らかになった。

以上から、全国データベースを作成し整理することによりケースの大まかな傾向を知ることができ、婦人保護事業において有用な資料を提供できる可能性があることが示唆された。ただし、本格的な全国データベースの構築を行うためには、全国の婦人相談所の相談記録等の様式の統一等を図る必要がある。

A. 研究目的

婦人相談所の職員が対応する一時保護ケースの状態像や生活課題に関する全国データを作成し、その特徴を明らかにすることを目的とする。

B. 研究方法

婦人相談所長全国連絡会議および厚生労働省の協力を得て、全国 49 ヶ所（47 都道府県のうち 46 自治体は 1 ヶ所、1 自治体は 3 ヶ所設置）の婦人相談所を対象に、2012 年に一時保護したケースのうち一時保護を退所した直近のケース 20 件について、各ケースの概要に関する自記式質問紙調査を依頼し、そこから作成したデータセットを用いて SPSS により分析を行った。

（倫理面への配慮）

調査は国立保健医療科学院倫理委員会の承認を受けて実施した（NIPH-IBRA #11019）。質問紙では、質問項目においてケースの氏名等個人が特定できる情報は含まないようにするとともに、調査依頼文書には、調査データの処理や結果の公表にあたり回答内容の匿名性は守られることや、協力者に不利が生じないことを明記した。

C. 研究結果

42 都道府県 44 ヶ所の婦人相談所から合計 848 件の一時保護退所ケースの概要を収集した。調査票および単純集計結果の概要は、章末に参考資料として掲載している。本稿では、①ケースの属性と保護前の生活課題との関連、②ケースの属性と保護中および退所時の対応、③ケースの属性・保護前の生活課題と退所先との対応関係、について分析結果を示す。なお、今年度の分析・報告は速報的なものであり、次年度に、本データベースを用いてさらに分析を深める予定である。

I ケースの基本的な属性と保護前の生活課題

ケースの基本的な属性として、国籍、年齢、妊娠の有無、同伴児の有無、世帯構成、学歴、職業の 7 つの因子に着目し、それぞれの属性の違いによる保護前の生活課題の状況を分析した。

（1）国籍（外国／日本）と保護前の生活課題

① 本人の生活歴における社会福祉の施設入所・保護の利用歴（表 1）

外国籍の約 4 分の 1、日本国籍の約 3 割が、過去に社会福祉施設に入所あるいは保護を利用した経験があった。項目ごとでは、国籍を問わず「婦人保護施設・一時保護入所」や「生活保護受給」が 1 割以上存在した。外国籍の場合、「児童相談所の一時保護の入所」はなく、逆に「民間のシェルター」の利用が日本国籍より若干割合が高かった。しかし、全般的に国籍の違いによる施設入所・保護の利用歴に有意差は見られなかった。

② 本人の保護前の暴力虐待被害経験（表 2）

外国籍の9割強、日本国籍の9割弱が、保護前に暴力虐待被害の経験を持っていた。暴力虐待被害の内容（身体的暴力・精神的暴力・経済的暴力・性的暴力）や時期（1年以内・1年以上前）について、国籍の違いによる有意差は見られなかったが、外国籍の場合は1年以内の身体的暴力や1年以内の経済的暴力の割合がやや高く、日本国籍の場合は1年以上前の身体的暴力や1年以上前の精神的暴力の割合がやや高くなっていた。

③ 本人の保護前の生活における課題（表3）

外国籍の場合は、「夫との関係_夫からの暴力」80.4%、「夫との関係_離婚問題」21.4%、「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」19.6%、「経済関係_生活困窮」16.1%が多く、日本国籍の場合は、「夫との関係_夫からの暴力」70.0%、「経済関係_生活困窮」27.0%、「夫との関係_離婚問題」26.8%、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」22.8%、「保健医療関係_精神的問題」18.7%、「住宅_帰住先なし」18.7%が多かった。ともに、夫との関係において夫からの暴力が最も高い割合を示したが、日本国籍の場合は、親族からの支援拒否や精神的問題、帰住先なしなど課題の幅が広がっていた。

有意差が見られた課題は、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」「親族との関係_親からの暴力虐待」「経済関係_借金・債務」「保健医療関係_精神的問題」「反社会勢力関係_人身取引被害」の5項目であり、前4者は日本国籍の場合に有意に多かったが、最後の項目は外国籍で有意に多かった。

なお、本調査では保護前の生活課題として44項目を提示したが、外国籍では平均して1人あたり2.61(SD1.61)、日本国籍では平均して1人あたり3.21(SD2.16)の課題が把握されていた。

④ 保護以前の生活における支援者（表4）

外国籍の場合は、「友人知人」33.9%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」32.1%、「親族」28.6%、「支援者なし」23.2%が多く、日本国籍の場合は、「親族」43.3%、「警察関係」30.4%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」26.2%が多かった。ともに、市町村福祉主管課の児童家庭・母子担当が多いのは共通していたが、外国籍の場合は友人知人の割合が高く、日本国籍の場合は親族や警察関係が多くなっていた。

有意差が見られた支援者は、「親族」「友人知人」「警察関係」「民間支援団体・民間シェルター」「支援者なし」の5項目であり、「親族」「警察関係」は日本国籍の場合に有意に多かったが、「友人知人」「民間支援団体・民間シェルター」「支援者なし」は外国籍で有意に多くなっていた。

保護以前の生活で婦人相談員とかかわりがあったのは、外国籍で18.5%、日本国籍で27.8%であった。

なお、本調査では保護前の生活における支援者として21項目を提示したが、外国籍では平均して1人あたり1.80(SD1.61)、日本国籍では平均して1人あたり2.04(SD1.57)の支援者が把握されていた。

表1 本人の生活歴における社会福祉の施設入所・保護の利用歴（国籍別）

	外国	日本	合計	p
婦人保護施設・一時保護入所	7 12.5%	110 14.4%	117 14.2%	
生活保護受給	6 10.7%	108 14.1%	114 13.9%	
救護・更生・生保法に基づく宿所提供施設	0 0.0%	2 0.3%	2 0.2%	
障害福祉施設入所	0 0.0%	5 0.7%	5 0.6%	
児童福祉施設の入所	4 7.1%	46 6.0%	50 6.1%	
児童相談所一時保護の入所	0 0.0%	37 4.8%	37 4.5%	
民間シェルターの利用	2 3.6%	7 0.9%	9 1.1%	
その他	1 1.8%	10 1.3%	11 1.3%	
利用歴なし	43 76.8%	532 69.5%	575 70.0%	

表2 本人の保護前の暴力虐待被害経験（国籍別）

	外国	日本	合計	p
身体的暴力_1年以内	35 62.5%	412 53.8%	447 54.4%	
身体的暴力_1年以上前	19 33.9%	343 44.8%	362 44.0%	
精神的暴力_1年以内	24 42.9%	347 45.3%	371 45.1%	
精神的暴力_1年以上前	13 23.2%	262 34.2%	275 33.5%	
経済的暴力_1年以内	14 25.0%	142 18.5%	156 19.0%	
経済的暴力_1年以上前	8 14.3%	115 15.0%	123 15.0%	
性的暴力_1年以内	4 7.1%	74 9.7%	78 9.5%	
性的暴力_1年以上前	6 10.7%	54 7.0%	60 7.3%	
暴力虐待被害経験なし	5 8.9%	95 12.4%	100 12.2%	

表3 本人の保護前の生活における課題（国籍別）

	外国	日本	合計	p
夫との関係_離婚問題	12 21.4%	205 26.8%	217 26.4%	
夫との関係_夫からの暴力	45 80.4%	536 70.0%	581 70.7%	
夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力	11 19.6%	121 15.8%	132 16.1%	
夫との関係_夫等のアルコール依存	5 8.9%	39 5.1%	44 5.4%	
夫との関係_夫等の薬物依存	1 1.8%	17 2.2%	18 2.2%	
夫との関係_夫等のギャンブル依存	3 5.4%	34 4.4%	37 4.5%	
夫との関係_その他	3 5.4%	42 5.5%	45 5.5%	
子どもとの関係_養育問題_育児困難	5 8.9%	93 12.1%	98 11.9%	
子どもとの関係_子どもの障害あり	4 7.1%	42 5.5%	46 5.6%	
子どもとの関係_子どもからの暴力	1 1.6%	28 3.7%	29 3.5%	
子どもとの関係_その他	3 5.4%	24 3.1%	27 3.3%	
親族との関係_親族からの支援の拒否・困難	3 5.4%	175 22.8%	178 21.7%	<0.01
親族との関係_親からの暴力虐待	0 0.0%	54 7.0%	54 6.6%	<0.05
親族との関係_親・子・夫等以外の親族からの暴力虐待	0 0.0%	23 3.0%	23 2.8%	
親族との関係_その他	2 3.6%	14 1.8%	16 1.9%	
その他の人間関係_その他の者からの暴力	2 3.6%	25 3.3%	27 3.3%	
その他の人間関係_男女関係の問題・こじれ	1 1.8%	47 6.1%	48 5.8%	
その他の人間関係_近隣・知人とのトラブル	1 1.8%	11 1.4%	12 1.5%	
その他の人間関係_その他	1 1.8%	11 1.4%	12 1.5%	
経済関係_生活困窮	9 16.1%	207 27.0%	216 26.3%	
経済関係_求職	1 1.8%	22 2.9%	23 2.8%	
経済関係_借金・債務	1 1.8%	83 10.8%	84 10.2%	<0.05
経済関係_その他	2 3.6%	13 1.7%	15 1.8%	
保健医療関係_外傷	3 5.4%	57 7.4%	60 7.3%	
保健医療関係_妊娠・出産	2 3.6%	41 5.4%	43 5.2%	
保健医療関係_栄養	0 0.0%	5 0.7%	5 0.6%	
保健医療関係_清潔	0 0.0%	20 2.6%	20 2.4%	
保健医療関係_精神的問題	4 7.1%	143 18.7%	147 17.9%	<0.05
保健医療関係_本人のアルコール依存	0 0.0%	18 2.3%	18 2.2%	
保健医療関係_本人の薬物依存	0 0.0%	12 1.6%	12 1.5%	
保健医療関係_本人のギャンブル依存	1 1.8%	5 0.7%	6 0.7%	
保健医療関係_その他	2 3.6%	26 3.4%	28 3.4%	
住宅_帰宅先なし	5 8.9%	143 18.7%	148 18.0%	
住宅_賃貸契約の問題・家賃滞納・立退き	2 3.6%	32 4.2%	34 4.1%	
住宅_不衛生・ゴミ・動物の飼育問題等	0 0.0%	8 1.0%	8 1.0%	
住宅_その他	1 1.8%	9 1.2%	10 1.2%	
性的問題_性的問題行動	1 1.8%	16 2.1%	17 2.1%	
性的問題_売春強要	3 5.4%	10 1.3%	13 1.6%	
性的問題_職場等でのセクハラ被害	0 0.0%	1 0.1%	1 0.1%	
性的問題_性被害に伴う対人関係・社会生活困難	0 0.0%	6 0.8%	6 0.7%	
性的問題_その他	0 0.0%	4 0.5%	4 0.5%	
反社会勢力関係_本人・夫等が暴力・犯罪集団と関係あり	4 7.1%	36 4.7%	40 4.9%	
反社会勢力関係_人身取引被害	2 3.6%	1 0.1%	3 0.4%	<0.05
反社会勢力関係_その他	0 0.0%	2 0.3%	2 0.2%	

表 4 保護以前の生活における支援者（国籍別）

	外国	日本	合計	p
親族	16 28.6%	332 43.3%	348 42.3%	<0.05
友人知人	19 33.9%	145 18.9%	164 20.0%	<0.01
民生委員・主任児童委員	1 1.8%	7 0.9%	8 1.0%	
当該婦人相談所	3 5.4%	72 9.4%	75 9.1%	
他の婦人相談所	2 3.6%	16 2.1%	18 2.2%	
他の配偶者暴力相談支援センター・都道府県	1 1.8%	43 5.6%	44 5.4%	
他の配偶者暴力相談支援センター・市	3 5.4%	18 2.3%	21 2.6%	
警察関係	9 16.1%	233 30.4%	242 29.4%	<0.05
児童相談所	5 8.9%	93 12.1%	98 11.9%	
市町村福祉主管課・生活保護担当	6 10.7%	115 15.0%	121 14.7%	
市町村福祉主管課・児童家庭・母子担当	18 32.1%	201 26.2%	219 26.6%	
市町村福祉主管課・上記以外	2 3.6%	27 3.5%	29 3.5%	
市町村人権・男女主管課	1 1.8%	18 2.3%	19 2.3%	
保健所・保健センター	0 0.0%	44 5.7%	44 5.4%	
医療機関	1 1.8%	73 9.5%	74 9.0%	
教育関係	3 5.4%	27 3.5%	30 3.6%	
法務関係	3 5.4%	30 3.9%	33 4.0%	
入所施設	1 1.8%	13 1.7%	14 1.7%	
民間支援団体・民間センター	5 8.9%	19 2.5%	24 2.9%	<0.01
その他	2 3.6%	32 4.2%	34 4.1%	
県の保健福祉事務所	0 0.0%	7 0.9%	7 0.9%	
なし	13 23.2%	78 10.2%	91 11.1%	<0.01
保護以前の婦人相談員のかかわりあり	10 18.5%	201 27.8%	211 27.1%	

(2) 年齢（未成年／成年）と保護前の生活課題

① 本人の生活歴における社会福祉の施設入所・保護の利用歴（表5）

未成年の6割強、成年の3割弱が、過去に社会福祉施設に入所あるいは保護を利用した経験があり、両者の間に有意差が見られた。未成年では、「児童相談所一時保護の入所」48.6%や「児童福祉施設の入所」34.3%など児童福祉施設の利用歴の割合が高く、成年との間に有意差が見られた。成年の場合は「婦人保護施設・一時保護入所」15.0%が多く、未成年との間に有意差があった。また有意差はないが成年の場合は「生活保護受給」13.8%も未成年よりは高い割合を示した。

② 本人の保護前の暴力虐待被害経験（表6）

未成年の場合は約4分の3が、成年の場合は9割弱が、保護前に暴力虐待被害の経験を持っており、両者の間に有意差が見られた。暴力虐待被害の内容（身体的暴力・精神的暴力・経済的暴力・性的暴力）や時期（1年以内・1年以上前）について、全般的に成年の方が未成年よりも割合が高かったが、とくに1年以内の身体的暴力と1年以内の精神的暴力は、成年の場合に有意にその割合が高くなっていた。

③ 本人の保護前の生活における課題（表7）

未成年の場合は、「親族との関係_親からの暴力虐待」51.4%、「住宅_帰住先なし」42.9%、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」40.0%、「夫との関係_夫からの暴力」31.4%、「経済関係_生活困窮」28.6%が多かった。成年の場合は、「夫との関係_夫からの暴力」72.8%が圧倒的に多く、次いで「夫との関係_離婚問題」26.8%、「経済関係_生活困窮」26.0%、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」20.7%が多くなっていた。

有意差が見られた課題は、「夫との関係_離婚問題」「夫との関係_夫からの暴力」「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」「親族との関係_親からの暴力虐待」「保健医療関係_妊娠・出産」「住宅_帰住先なし」「性的問題_売春強要」の8項目であった。夫との関係に関する前3者は成年の場合に有意に高い割合を示し、親族との関係に関する2者および帰住先に関する問題は未成年の場合に有意に高い割合を示していた。また、妊娠・出産と売春強要は、実数は少ないものの未成年の方が成年よりも有意に高い割合を示した。

なお、未成年では平均して1人あたり3.23（SD2.09）、成年では平均して1人あたり3.17（SD2.12）の課題が把握されていた。

④ 保護以前の生活における支援者（表8）

未成年の場合は、「児童相談所」40.0%、「親族」37.1%、「警察関係」31.4%が多く、成年の場合は、「親族」42.6%、「警察関係」29.6%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」27.5%が多くなっていた。

有意差が見られた支援者は、「児童相談所」「教育関係」「入所施設」の3項目であり、いずれも未成年の方が成年よりも有意に高い割合を示していた。

保護以前の生活で婦人相談員とかかわりがあったのは、未成年で12.1%、成年で27.1%であった。

なお、未成年では平均して1人あたり2.09（SD1.46）、成年では平均して1人

あたり 2.03 (SD1.58) の支援者が把握されていた。

表 5 本人の生活歴における社会福祉の施設入所・保護の利用歴（年齢別）

	未成年	成年	合計	p
婦人保護施設・一時保護入所	1 2.9%	118 15.0%	119 14.5%	<0.05
生活保護受給	3 8.6%	109 13.8%	112 13.6%	
救護・更生・生保法に基づく宿所提供施設	0 0.0%	2 0.3%	2 0.2%	
障害福祉施設入所	0 0.0%	5 0.6%	5 0.6%	
児童福祉施設の入所	12 34.3%	38 4.8%	50 6.1%	<0.01
児童相談所一時保護の入所	17 48.6%	20 2.5%	37 4.5%	<0.01
民間シェルターの利用	0 0.0%	10 1.3%	10 1.2%	
その他	2 5.7%	9 1.1%	11 1.3%	
利用歴なし	13 37.1%	563 71.4%	576 70.0%	<0.01

表 6 本人の保護前の暴力虐待被害経験（年齢別）

	未成年	成年	合計	p
身体的暴力_1年以内	11 31.4%	441 56.0%	452 54.9%	<0.01
身体的暴力_1年以上前	15 42.9%	342 43.4%	357 43.4%	
精神的暴力_1年以内	7 20.0%	365 46.3%	372 45.2%	<0.01
精神的暴力_1年以上前	9 25.7%	265 33.6%	274 33.3%	
経済的暴力_1年以内	3 8.6%	150 19.0%	153 18.6%	
経済的暴力_1年以上前	2 5.7%	119 15.1%	121 14.7%	
性的暴力_1年以内	3 8.6%	76 9.6%	79 9.6%	
性的暴力_1年以上前	2 5.7%	57 7.2%	59 7.2%	
暴力虐待被害経験なし	9 25.7%	91 11.5%	100 12.2%	<0.05

表7 本人の保護前の生活における課題（年齢別）

	未成年	成年	合計	p
夫との関係_離婚問題	2 5.7%	211 26.8%	213 25.9%	<0.01
夫との関係_夫からの暴力	11 31.4%	574 72.8%	585 71.1%	<0.01
夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力	0 0.0%	138 17.5%	138 16.8%	<0.01
夫との関係_夫等のアルコール依存	0 0.0%	44 5.6%	44 5.3%	
夫との関係_夫等の薬物依存	1 2.9%	18 2.3%	19 2.3%	
夫との関係_夫等のギャンブル依存	0 0.0%	38 4.8%	38 4.6%	
夫との関係_その他	0 0.0%	46 5.8%	46 5.6%	
子どもとの関係_養育問題_育児困難	1 2.9%	101 12.8%	102 12.4%	
子どもとの関係_子どもの障害あり	0 0.0%	48 6.1%	48 5.8%	
子どもとの関係_子どもからの暴力	0 0.0%	29 3.7%	29 3.5%	
子どもとの関係_その他	0 0.0%	27 3.4%	27 3.3%	
親族との関係_親族からの支援の拒否・困難	14 40.0%	163 20.7%	177 21.5%	<0.01
親族との関係_親からの暴力虐待	18 51.4%	36 4.6%	54 6.6%	<0.01
親族との関係_親・子・夫等以外の親族からの暴力虐待	2 5.7%	21 2.7%	23 2.8%	
親族との関係_その他	2 5.7%	14 1.8%	16 1.9%	
その他の人間関係_その他の者からの暴力	3 8.6%	25 3.2%	28 3.4%	
その他の人間関係_男女関係の問題・こじれ	4 11.4%	43 5.5%	47 5.7%	
その他の人間関係_近隣・知人とのトラブル	1 2.9%	11 1.4%	12 1.5%	
その他の人間関係_その他	1 2.9%	10 1.3%	11 1.3%	
経済関係_生活困窮	10 28.6%	205 26.0%	215 26.1%	
経済関係_求職	3 8.6%	20 2.5%	23 2.8%	
経済関係_借金・債務	2 5.7%	79 10.0%	81 9.8%	
経済関係_その他	0 0.0%	16 2.0%	16 1.9%	
保健医療関係_外傷	0 0.0%	60 7.6%	60 7.3%	
保健医療関係_妊娠・出産	5 14.3%	37 4.7%	42 5.1%	<0.05
保健医療関係_栄養	0 0.0%	5 0.6%	5 0.6%	
保健医療関係_清潔	0 0.0%	20 2.5%	20 2.4%	
保健医療関係_精神的問題	3 8.6%	144 18.3%	147 17.9%	
保健医療関係_本人のアルコール依存	0 0.0%	19 2.4%	19 2.3%	
保健医療関係_本人の薬物依存	1 2.9%	11 1.4%	12 1.5%	
保健医療関係_本人のギャンブル依存	0 0.0%	6 0.8%	6 0.7%	
保健医療関係_その他	2 5.7%	27 3.4%	29 3.5%	
住宅_帰宅先なし	15 42.9%	131 16.6%	146 17.7%	<0.01
住宅_賃貸契約の問題・家賃滞納・立退き	1 2.9%	33 4.2%	34 4.1%	
住宅_不衛生・ゴミ・動物の飼育問題等	0 0.0%	8 1.0%	8 1.0%	
住宅_その他	1 2.9%	9 1.1%	10 1.2%	
性的問題_性的問題行動	2 5.7%	15 1.9%	17 2.1%	
性的問題_売春強要	3 8.6%	9 1.1%	12 1.5%	<0.05
性的問題_職場等での切り被害	0 0.0%	1 0.1%	1 0.1%	
性的問題_性被害に伴う対人関係・社会生活困難	0 0.0%	5 0.6%	5 0.6%	
性的問題_その他	1 2.9%	3 0.4%	4 0.5%	
反社会勢力関係_本人・夫等が暴力・犯罪集団と関係あり	3 8.6%	37 4.7%	40 4.9%	
反社会勢力関係_人身取引被害	0 0.0%	3 0.4%	3 0.4%	
反社会勢力関係_その他	1 2.9%	1 0.1%	2 0.2%	

表 8 保護以前の生活における支援者（年齢別）

	未成年	成年	合計	p
親族	13 37.1%	336 42.6%	349 42.4%	
友人知人	4 11.4%	158 20.1%	162 19.7%	
民生委員・主任児童委員	0 0.0%	9 1.1%	9 1.1%	
当該婦人相談所	3 8.6%	71 9.0%	74 9.0%	
他の婦人相談所	0 0.0%	17 2.2%	17 2.1%	
他の配偶者暴力相談支援センター・都道府県	0 0.0%	43 5.5%	43 5.2%	
他の配偶者暴力相談支援センター・市	0 0.0%	19 2.4%	19 2.3%	
警察関係	11 31.4%	233 29.6%	244 29.6%	
児童相談所	14 40.0%	89 11.3%	103 12.5%	<0.01
市町村福祉主管課・生活保護担当	5 14.3%	118 15.0%	123 14.9%	
市町村福祉主管課・児童家庭・母子担当	5 14.3%	217 27.5%	222 27.0%	
市町村福祉主管課・上記以外	0 0.0%	30 3.8%	30 3.6%	
市町村人権・男女主管課	0 0.0%	19 2.4%	19 2.3%	
保健所・保健センター	3 8.6%	40 5.1%	43 5.2%	
医療機関	4 11.4%	71 9.0%	75 9.1%	
教育関係	5 14.3%	25 3.2%	30 3.6%	<0.01
法務関係	0 0.0%	31 3.9%	31 3.8%	
入所施設	4 11.4%	9 1.1%	13 1.6%	<0.01
民間支援団体・民間シェルター	0 0.0%	25 3.2%	25 3.0%	
その他	2 5.7%	31 3.9%	33 4.0%	
県の保健福祉事務所	0 0.0%	7 0.9%	7 0.9%	
なし	2 5.7%	88 11.2%	90 10.9%	
保護以前の婦人相談員のかかわりあり	4 12.1%	202 27.1%	206 26.4%	

(3) 妊娠の有無（妊娠中／妊娠なし）と保護前の生活課題

① 本人の生活歴における社会福祉の施設入所・保護の利用歴（表 9）

妊娠中の 4 割、妊娠中でない群の 3 割が、過去に社会福祉施設に入所あるいは保護を利用した経験があった。妊娠中の群は「児童相談所一時保護の入所」17.5%や「児童福祉施設の入所」15.0%など児童福祉施設の利用歴の割合が、妊娠中でない群と比べて有意に高くなっていた。

② 本人の保護前の暴力虐待被害経験（表 10）

妊娠中の場合は 8 割弱が、妊娠中でない群の場合は 9 割弱が、保護前に暴力虐待被害の経験を持っていた。妊娠中でない群では、1 年以内の身体的暴力の割合が有意に高くなっていたが、他の項目では有意差は見られなかった。

③ 本人の保護前の生活における課題（表 11）

妊娠中の場合は、「保健医療関係_妊娠・出産」77.5%、「夫との関係_夫からの暴力」57.5%、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」40.0%、「住宅_帰住先なし」40.0%、「経済関係_生活困窮」37.5%、「夫との関係_離婚問題」22.5%、「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」22.5%、「経済関係_借金・債務」22.5%が多かった。妊娠中でない群の場合は、「夫との関係_夫からの暴力」71.7%が圧倒的に多く、次いで「夫との関係_離婚問題」26.7%、「経済関係_生活困窮」25.7%、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」20.8%が多くなっていた。

有意差が見られた課題は、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」「親族との関係_親からの暴力虐待」「経済関係_借金・債務」「保健医療関係_妊娠・出産」「保健医療関係_精神的問題」「住宅_帰住先なし」「住宅_賃貸契約の問題・家賃滞納・立退き」「性的問題_その他」「反社会勢力関係_本人・夫等が暴力・犯罪集団と関係あり」の 9 項目であり、このうち精神的問題を除く 8 項目で、妊娠中の場合に有意に高い割合を示していた。

なお、妊娠中では平均して 1 人あたり 4.75 (SD2.92)、妊娠中でない群では平均して 1 人あたり 3.10 (SD2.04) の課題が把握されており、妊娠中の群の方が有意に把握されている生活課題の項目数が多くなっていた。

④ 保護以前の生活における支援者（表 12）

妊娠中の場合は、「親族」42.5%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」35.0%、「警察関係」30.0%、「友人知人」27.5%が多く、妊娠中でない群の場合は、「親族」42.3%、「警察関係」29.6%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」26.7%が多くなっていた。

有意差が見られた支援者は、「保健所・保健センター」「入所施設」の 2 項目であり、いずれも妊娠中の方がそうでない群よりも有意に高い割合を示していた。

保護以前の生活で婦人相談員とかかわりがあったのは、妊娠中の群で 32.4%、妊娠中でない群で 26.8%であった。

なお、妊娠中の群では平均して 1 人あたり 2.33 (SD2.03)、妊娠中でない群では平均して 1 人あたり 2.01 (SD1.54) の支援者が把握されていた。

表 9 本人の生活歴における社会福祉の施設入所・保護の利用歴（妊娠の有無別）

	妊娠中	妊娠なし	合計	p
婦人保護施設・一時保護入所	6 15.0%	116 14.4%	122 14.4%	
生活保護受給	3 7.5%	114 14.1%	117 13.8%	
救護・更生・生保法に基づく宿所提供施設	0 0.0%	2 0.2%	2 0.2%	
障害福祉施設入所	0 0.0%	5 0.6%	5 0.6%	
児童福祉施設の入所	6 15.0%	44 5.4%	50 5.9%	<0.05
児童相談所一時保護の入所	7 17.5%	30 3.7%	37 4.4%	<0.01
民間シェルターの利用	0 0.0%	10 1.2%	10 1.2%	
その他	0 0.0%	11 1.4%	11 1.3%	
利用歴なし	24 60.0%	570 70.5%	594 70.0%	

表 10 本人の保護前の暴力虐待被害経験（妊娠の有無別）

	妊娠中	妊娠なし	合計	p
身体的暴力_1年以内	15 37.5%	449 55.6%	464 54.7%	<0.05
身体的暴力_1年以上前	15 37.5%	355 43.9%	370 43.6%	
精神的暴力_1年以内	15 37.5%	366 45.3%	381 44.9%	
精神的暴力_1年以上前	8 20.0%	272 33.7%	280 33.0%	
経済的暴力_1年以内	7 17.5%	152 18.8%	159 18.8%	
経済的暴力_1年以上前	4 10.0%	122 15.1%	126 14.9%	
性的暴力_1年以内	6 15.0%	74 9.2%	80 9.4%	
性的暴力_1年以上前	1 2.5%	59 7.3%	60 7.1%	
暴力虐待被害経験なし	7 17.5%	95 11.8%	102 12.0%	

表 11 本人の保護前の生活における課題（妊娠の有無別）

	妊娠中	妊娠なし	合計	p
夫との関係_離婚問題	9 22.5%	216 26.7%	225 26.5%	
夫との関係_夫からの暴力	23 57.5%	579 71.7%	602 71.0%	
夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力	9 22.5%	133 16.5%	142 16.7%	
夫との関係_夫等のアルコール依存	2 5.0%	43 5.3%	45 5.3%	
夫との関係_夫等の薬物依存	1 2.5%	19 2.4%	20 2.4%	
夫との関係_夫等のギャンブル依存	2 5.0%	36 4.5%	38 4.5%	
夫との関係_その他	3 7.5%	45 5.6%	48 5.7%	
子どもとの関係_養育問題_育児困難	8 20.0%	99 12.3%	107 12.6%	
子どもとの関係_子どもの障害あり	0 0.0%	49 6.1%	49 5.8%	
子どもとの関係_子どもからの暴力	1 2.5%	28 3.5%	29 3.4%	
子どもとの関係_その他	2 5.0%	25 3.1%	27 3.2%	
親族との関係_親族からの支援の拒否・困難	16 40.0%	168 20.8%	184 21.7%	<0.01
親族との関係_親からの暴力虐待	7 17.5%	47 5.8%	54 6.4%	<0.01
親族との関係_親・子・夫等以外の親族からの暴力虐待	1 2.5%	22 2.7%	23 2.7%	
親族との関係_その他	1 2.5%	15 1.9%	16 1.9%	
その他の人間関係_その他の者からの暴力	1 2.5%	27 3.3%	28 3.3%	
その他の人間関係_男女関係の問題・こじれ	4 10.0%	44 5.4%	48 5.7%	
その他の人間関係_近隣・知人とのトラブル	0 0.0%	12 1.5%	12 1.4%	
その他の人間関係_その他	1 2.5%	11 1.4%	12 1.4%	
経済関係_生活困窮	15 37.5%	208 25.7%	223 26.3%	
経済関係_求職	0 0.0%	24 3.0%	24 2.8%	
経済関係_借金・債務	9 22.5%	76 9.4%	85 10.0%	<0.01
経済関係_その他	1 2.5%	15 1.9%	16 1.9%	
保健医療関係_外傷	3 7.5%	60 7.4%	63 7.4%	
保健医療関係_妊娠・出産	31 77.5%	13 1.6%	44 5.2%	<0.01
保健医療関係_栄養	0 0.0%	5 0.6%	5 0.6%	
保健医療関係_清潔	0 0.0%	20 2.5%	20 2.4%	
保健医療関係_精神的問題	2 5.0%	148 18.3%	150 17.7%	<0.05
保健医療関係_本人のアルコール依存	0 0.0%	19 2.4%	19 2.2%	
保健医療関係_本人の薬物依存	0 0.0%	12 1.5%	12 1.4%	
保健医療関係_本人のギャンブル依存	0 0.0%	6 0.7%	6 0.7%	
保健医療関係_その他	1 2.5%	29 3.6%	30 3.5%	
住宅_帰宅先なし	16 40.0%	135 16.7%	151 17.8%	<0.01
住宅_賃貸契約の問題・家賃滞納・立退き	7 17.5%	27 3.3%	34 4.0%	<0.01
住宅_不衛生・ゴミ・動物の飼育問題等	1 2.5%	8 1.0%	9 1.1%	
住宅_その他	0 0.0%	10 1.2%	10 1.2%	
性的問題_性的問題行動	2 5.0%	15 1.9%	17 2.0%	
性的問題_売春強要	2 5.0%	11 1.4%	13 1.5%	
性的問題_職場等でのセクハラ被害	0 0.0%	1 0.1%	1 0.1%	
性的問題_性被害に伴う対人関係・社会生活困難	1 2.5%	5 0.6%	6 0.7%	
性的問題_その他	2 5.0%	2 0.2%	4 0.5%	<0.01
反社会勢力関係_本人・夫等が暴力・犯罪集団と関係あり	5 12.5%	36 4.5%	41 4.8%	<0.05
反社会勢力関係_人身取引被害	0 0.0%	3 0.4%	3 0.4%	
反社会勢力関係_その他	1 2.5%	1 0.1%	2 0.2%	

表 12 保護以前の生活における支援者（妊娠の有無別）

	妊娠中	妊娠なし	合計	p
親族	17 42.5%	342 42.3%	359 42.3%	
友人知人	11 27.5%	154 19.1%	165 19.5%	
民生委員・主任児童委員	1 2.5%	8 1.0%	9 1.1%	
当該婦人相談所	4 10.0%	75 9.3%	79 9.3%	
他の婦人相談所	1 2.5%	17 2.1%	18 2.1%	
他の配偶者暴力相談支援センター・都道府県	0 0.0%	44 5.4%	44 5.2%	
他の配偶者暴力相談支援センター・市	0 0.0%	22 2.7%	22 2.6%	
警察関係	12 30.0%	239 29.6%	251 29.6%	
児童相談所	7 17.5%	98 12.1%	105 12.4%	
市町村福祉主管課・生活保護担当	6 15.0%	119 14.7%	125 14.7%	
市町村福祉主管課・児童家庭・母子担当	14 35.0%	216 26.7%	230 27.1%	
市町村福祉主管課・上記以外	0 0.0%	30 3.7%	30 3.5%	
市町村人権・男女主管課	0 0.0%	19 2.4%	19 2.2%	
保健所・保健センター	8 20.0%	36 4.5%	44 5.2%	<0.01
医療機関	5 12.5%	70 8.7%	75 8.8%	
教育関係	0 0.0%	31 3.8%	31 3.7%	
法務関係	2 5.0%	31 3.8%	33 3.9%	
入所施設	3 7.5%	11 1.4%	14 1.7%	<0.05
民間支援団体・民間シェルター	0 0.0%	25 3.1%	25 2.9%	
その他	2 5.0%	33 4.1%	35 4.1%	
県の保健福祉事務所	0 0.0%	7 0.9%	7 0.8%	
なし	4 10.0%	89 11.0%	93 11.0%	
保護以前の婦人相談員のかかわりあり	12 32.4%	205 26.8%	217 27.0%	

(4) 同伴児の有無（同伴児あり／同伴児なし）と保護前の生活課題

① 本人の生活歴における社会福祉の施設入所・保護の利用歴（表 13）

同伴児ありの3割弱、同伴児なしの3割強が、過去に社会福祉施設に入所あるいは保護を利用した経験があった。有意差が見られたのは「生活保護受給」と「児童相談所一時保護の入所」の2項目で、いずれも同伴児なしの群の方がその割合が高くなっていた。

② 本人の保護前の暴力虐待被害経験（表 14）

同伴児ありの場合は9割以上が、同伴児なしの場合は8割弱が、保護前に暴力虐待被害の経験を持っており、同伴児ありの方が暴力虐待被害経験がある割合が有意に高くなっていた。また、1年以内の身体的暴力、1年以上前の身体的暴力、1年以内の精神的暴力、1年以上前の精神的暴力、1年以内の性的暴力、のいずれの被害経験も、同伴児ありの群の方が同伴児なしの群よりも有意にその割合が高くなっていた。

③ 本人の保護前の生活における課題（表 15）

同伴児ありの場合は、「夫との関係_夫からの暴力」84.6%、「夫との関係_離婚問題」35.7%、「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」29.6%、「経済関係_生活困窮」26.5%が多かった。同伴児なしの場合は、「夫との関係_夫からの暴力」57.3%、「経済関係_生活困窮」26.0%、「住宅_帰住先なし」24.8%、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」23.2%、「保健医療関係_精神的問題」21.5%が多くなっていた。

有意差が見られた課題は、「夫との関係_離婚問題」「夫との関係_夫からの暴力」「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」「子どもとの関係_養育問題_育児困難」「子どもとの関係_子どもの障害あり」「子どもとの関係_子どもからの暴力」「親族との関係_親からの暴力虐待」「その他の人間関係_その他の者からの暴力」「その他の人間関係_男女関係の問題・こじれ」「経済関係_借金・債務」「保健医療関係_精神的問題」「保健医療関係_その他」「住宅_帰住先なし」「性的問題_売春強要」の14項目であった。同伴児ありの群の方が割合が高いのは、「夫との関係_離婚問題」「夫との関係_夫からの暴力」「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」「子どもとの関係_養育問題_育児困難」「子どもとの関係_子どもの障害あり」「経済関係_借金・債務」の6項目であり、「子どもとの関係_子どもからの暴力」「親族との関係_親からの暴力虐待」「その他の人間関係_その他の者からの暴力」「その他の人間関係_男女関係の問題・こじれ」「保健医療関係_精神的問題」「保健医療関係_その他」「住宅_帰住先なし」「性的問題_売春強要」の8項目は同伴児なしの群の方が割合が高かった。

なお、同伴児ありでは平均して1人あたり3.40 (SD2.20)、同伴児なしでは平均して1人あたり2.97 (SD2.01) の課題が把握されており、同伴児ありの群の方が有意に把握されている生活課題の項目数が多くなっていた。

④ 保護以前の生活における支援者（表 16）

同伴児ありの場合は、「親族」46.7%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」35.7%、「警察関係」30.6%、「友人知人」20.5%が多く、同伴児なしの

場合は、「親族」38.2%、「警察関係」28.4%が多くなっていた。

有意差が見られた支援者は、「親族」「他の配偶者暴力相談支援センター（市）」「児童相談所」「市町村福祉主管課（生活保護担当）」「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」「医療機関」「教育関係」「支援者なし」の8項目であり、同伴児ありの場合は「親族」「他の配偶者暴力相談支援センター（市）」「児童相談所」「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」「教育関係」で、一方、同伴児なしの場合は「市町村福祉主管課（生活保護担当）」「医療機関」および「支援者なし」で有意に高い割合を示していた。

保護以前の生活で婦人相談員とかかわりがあったのは、同伴児ありの群で28.1%、同伴児なしの群で25.9%であった。

なお、同伴児ありの群では平均して1人あたり2.21（SD1.58）、同伴児なしの群では平均して1人あたり1.85（SD1.55）の支援者が把握されていた。

表 13 本人の生活歴における社会福祉の施設入所・保護の利用歴（同伴児の有無別）

	同伴児あり	同伴児なし	合計	p
婦人保護施設・一時保護入所	63 15.2%	57 13.6%	120 14.4%	
生活保護受給	47 11.3%	69 16.5%	116 13.9%	<0.05
救護・更生・生保法に基づく宿所提供施設	1 0.2%	1 0.2%	2 0.2%	
障害福祉施設入所	0 0.0%	5 1.2%	5 0.6%	
児童福祉施設の入所	22 5.3%	27 6.4%	49 5.9%	
児童相談所一時保護の入所	11 2.7%	24 5.7%	35 4.2%	<0.05
民間シェルターの利用	6 1.4%	4 1.0%	10 1.2%	
その他	2 0.5%	9 2.1%	11 1.3%	
利用歴なし	299 72.0%	284 67.8%	583 69.9%	

表 14 本人の保護前の暴力虐待被害経験（同伴児の有無別）

	同伴児あり	同伴児なし	合計	p
身体的暴力_1年以内	249 60.0%	208 49.6%	457 54.8%	<0.01
身体的暴力_1年以上前	196 47.2%	168 40.1%	364 43.6%	<0.05
精神的暴力_1年以内	212 51.1%	164 39.1%	376 45.1%	<0.01
精神的暴力_1年以上前	158 38.1%	119 28.4%	277 33.2%	<0.01
経済的暴力_1年以内	89 21.4%	69 16.5%	158 18.9%	
経済的暴力_1年以上前	71 17.1%	53 12.6%	124 14.9%	
性的暴力_1年以内	50 12.0%	29 6.9%	79 9.5%	<0.05
性的暴力_1年以上前	35 8.4%	25 6.0%	60 7.2%	
暴力虐待被害経験なし	25 6.0%	75 17.9%	100 12.0%	<0.01